

教保体第152号
平成22年4月26日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校における転落事故等の防止について（依頼）

学校施設等の安全管理及び児童生徒の安全確保につきましては、日ごろから御尽力いただき、感謝を申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添写しのとおり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長及び大臣官房文教施設企画部施設企画課長から依頼がありました。

つきましては、安全点検及び事故防止措置をはじめとする安全管理並びに児童生徒への安全指導の徹底により、引き続き転落事故等の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、下記を参照の上、管内各学校への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 添付資料 学校における転落事故防止のために
(平成20年8月 文部科学省)
- 2 参考資料閲覧について

文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm)

【検索】

文部科学省→お知らせ

報道発表→年月から探す

平成20年度8月→平成20年度の報道発表

2008年8月29日

「学校における転落事故防止の留意点」について

教育局県立学校部保健体育課
健康教育担当 坪井 俊治

TEL 048-830-6963

FAX 048-830-4971

E-mail tsuboi.shunji@pref.saitama.lg.jp



22ス学健第1号
平成22年4月15日

附属学校を置く各国立大学法人総務担当理事
各国公立高等専門学校担当課長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長 殿
各指定都市教育委員会施設主管課長
○各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各指定都市教育委員会学校安全主管課長
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

松川 憲



(印影印刷)

大臣官房文教施設企画部施設企画課長

長坂 潤



(印影印刷)

学校における転落事故等の防止について（依頼）

学校における転落事故の防止については、「学校における転落事故等の防止について」（平成20年6月20日20ス学健第16号）、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」（平成20年7月9日20文科ス第522号）、「学校における転落事故防止の留意点」について」（平成20年8月29日20ス学健第25号）、リーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）等を踏まえ、かねてから特段の配慮をお願いしているところですが、遺憾ながら去る4月8日に、鹿児島県霧島市の小学校において、児童が天窓から落下する事故が発生しました。

事故の原因については、現在究明中ですが、学校現場における安全管理を徹底し、同様の事故の再発を防止するため、下記の点に留意し、取り急ぎ学校における安全点検の実施をお願いするとともに、転落事故防止にかかる教職員の意識向上等を改めてお願いします。その際、本件の重要性を学校現場と十分に共有し、適切に対応するよう徹底してください。

記

1. 学校の施設・設備については、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成14年2月）や「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、学校施設整備指針等を参考としつつ、各学校で定められている「学校安全計画」等に基づいて安全点検を実施し、危険箇所が発見された場合には早急に改善の措置を講じる等、安全管理の徹底を図ること。

その際、天窓については、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性の確保が重要であり、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）において、以下の通り示していることに留意すること。

- 児童生徒等の近づく可能性のある場所に設置された天窓は、天窓の構造や設置状況等を把握した上で、周囲に防護柵を設置することや内側に落下防護ネットを設置すること等、安全な構造とすることが重要である。また、天窓の周辺に植栽を設置する等、天窓に近づきにくい状況を作ることも有効である。
- 通常、児童生徒等が近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、児童生徒等の多様な行動を踏まえ、適切な安全対策を講じることが重要である。

2. 天窓については、人の体重を支える強度がないとするメーカーが多く、児童生徒等が乗ることのないよう適切な安全管理を行う必要がある。児童生徒等が天窓に近づく可能性がある学校においては、天窓の危険性等について、児童生徒等に理解させ、天窓の上に絶対に乗らないよう周知徹底するとともに、天窓の設置された屋上を使用しない場合には屋上出入口の施錠を行う、児童生徒が天窓の近くで活動する場合には、事前に危険性について点検を行い、危険が認められれば使用せず、また、危険が認められない場合にも、活動の際には教職員が適切に見守る等、十分な安全管理を行うこと。
3. 各教科、特別活動等を通じて、児童生徒等に対して、危険を予測し、回避する能力を身につけさせる安全教育を充実させること。
4. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する事故情報（「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」）等を適宜活用しつつ、学校において発生している事故の実態を踏まえ、適切な対応をとること。
5. 学校の教職員が学校安全について共通理解を図るとともに、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、リーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）、小学校教職員向け学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月）等を学校内の研修会で活用するなど、学校安全に関する教職員の資質向上に努める等の組織的な学校安全対策を講じること。
（リーフレットについては別添。また、http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm からダウンロード可能）

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対してもその趣旨を徹底させるようお取り計らい願います。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794

安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

● 学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみなならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

● 安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

● 学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
● 法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

● フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
● 窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
● 教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる資質能力をばぐくむことが重要です。

施設の配慮

● 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
● 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会と学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会が合同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果について取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。
※原文については下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

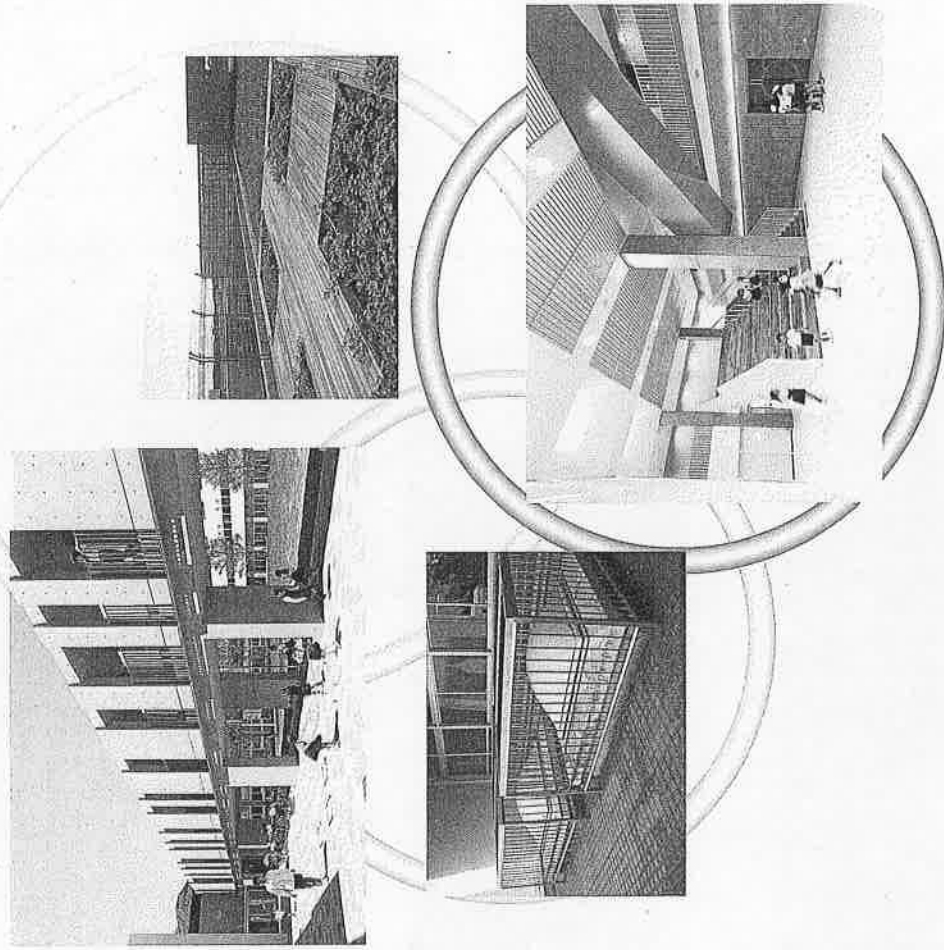
文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課
文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

電話 03-5253-4111 (内線2917 (学校健康教育課)・2291 (施設企画課))

ホームページ http://www.mext.go.jp/lb_menu/houdou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために



平成20年8月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎ 共通事項

事故情報の共有

★ 全国の事故情報を把握します。
(「独」日本スポーツ振興センターの提供する事故情報を参考とします。)

学校の現状把握

★ 学校関係者・専門家をはじめ、子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。
★ 改修等により学校施設の状態に変化があったときには点検を行います。
★ 危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
★ 設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
★ 柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

★ 転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
★ 校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。
★ 子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
★ 特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

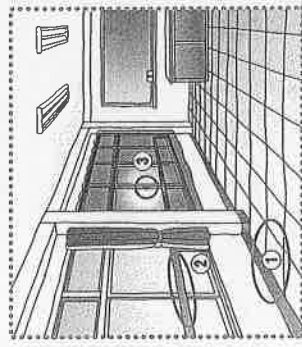
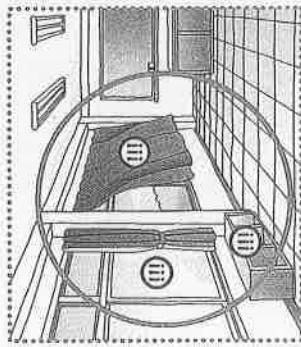
施設面の配慮

★ 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
★ 効果的な表示等による注意喚起をします。
(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)
★ 細部に至るまで、十分な安全性を確保します。
★ 既存施設についても、点検を行い必要に応じ速やかに改善します。

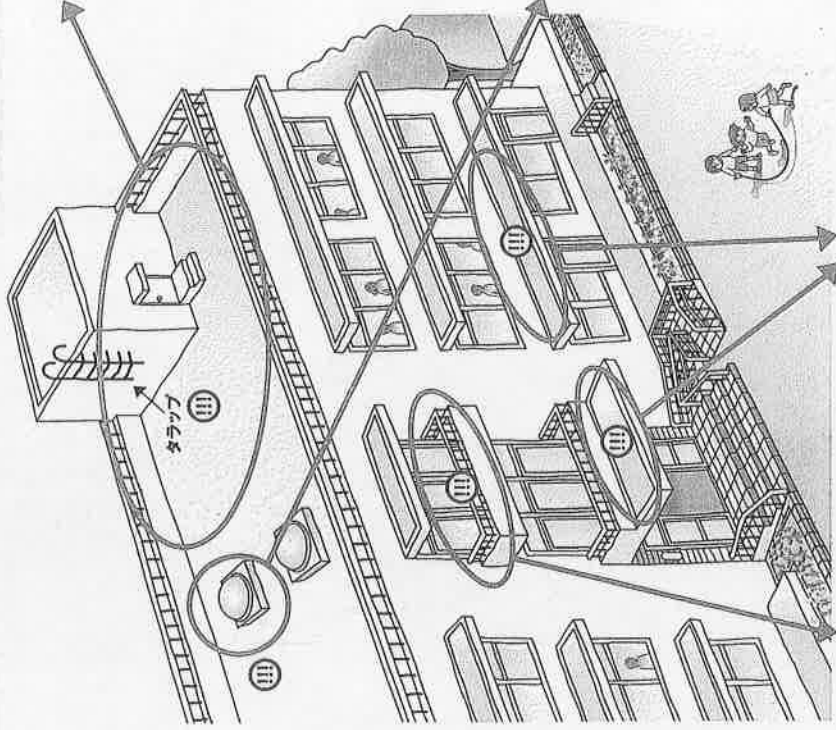
◎ 個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

★ 壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
★ 窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
★ 窓下に足掛りとなるものは設置しません。
★ 転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
★ 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



① 足掛りとなるものを設置しない
② 手すりの設置を検討する
(新たな危険箇所とまらないようにする)
③ 暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



屋上

★ 屋上への出入り口は必要に応じて施設します。
★ 十分安全な手すりや防落フェンス等を設けます。
★ タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を
阻まれた転落防止策例

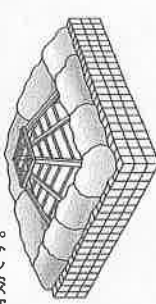
天窓(トッポライト)

★ 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
★ 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ

★ 天窓に近づきにくい状況を作ることが有効です。



防護ネットイメージ

★ 子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

庇

★ 日ごころの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
★ 庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

★ 人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。